

第1節 応急活動体制

町及び防災関係機関は、町内に地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速、強力かつ効率的に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期するものとする。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて、災害応急対策活動の協力をするものとする。

第1 町の活動体制

1 町災害対策本部

(1) 町災害対策本部の設置

ア 町長は、地震災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、災害応急対策を円滑に実施するため、次の基準により必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の規定に基づく国見町災害対策本部を設置する。

また、町長は災害の危険がなくなったとき、又は災害発生後における災害応急対策がおおむね完了したときは、本部を解散する。

・災害対策本部の設置基準

1：町内において、震度6弱以上を観測したとき。

2：町内において、震度5弱、5強を観測したとき、町内に大規模な災害が発生したとき、又は大規模な災害が発生するおそれがあるときで、町長が必要と認めるとき。

3：気象庁の発表にかかわらず、町内に地震による大規模な災害が発生したとき、又は大規模な災害が発生するおそれがあるときで町長が必要と認めるとき。

* なお、設置基準1に該当する場合は災害対策本部を自動的に設置するものとする。

イ 町長は、災害対策本部を設置、又は廃止したときは、速やかに県及び防災関係各機関のうち必要と認める者に通報する。

ウ 大規模災害発生時における町長の不在等の非常時において、町長による災害対策本部設置の決定が困難な場合は第1に副町長、第2に住民防災課長が決定する。

なお、自衛隊への災害派遣要請など、緊急を要する判断については、町長の不在等の非常時においては、第1に副町長、第2に住民生活課長の順に判断するものとする。

(2) 現地災害対策本部の設置

本部長（町長）は、災害の規模、その他の状況により特に必要があると認めるときは、組織及び設置場所等を定めて現地災害対策本部を

設置することができる。

なお、現地災害対策本部の事務分掌及び運営は、その都度、本部長が定めるものとする。

(3) 国、県の現地災害対策本部との連絡調整

国あるいは県の災害対策本部による現地災害対策本部が設置された場合は、当該現地災害対策本部と連絡調整を図りつつ、国、県が実施する対策に対して協力を行うものとする。

(4) 町災害対策本部組織

このことについては、「第2編 一般災害対策編 第2章 第1節 第1(4)」を参照するものとする。

(5) 町災害対策本部設置場所

このことについては、「第2編 一般災害対策編 第2章 第1節 第1 1(5)」を参照するものとする。

2 災害救助法が適用された場合の体制

このことについては、「第2編 一般災害対策編 第2章 第1節 第1 2」を参照するものとする。

3 町災害警戒本部

このことについては、「第2編 一般災害対策編 第2章 第1節 第1 3」を参照するものとする。

第2節 職員の動員配備

災害発生時において、初動体制をいち早く確立することが、その後の円滑な災害応急対策活動を実施するために極めて重要である。このため、職員の配備基準を明確にするとともに、職員の動員伝達方法、自主参集の基準等を明確にしておく必要がある。

第1 配備基準

配備区分		配備体制	配備時期	配備人員
災害警戒本部設置前	警戒配備	防災担当課(住民防災課)で、災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行える体制とする。	1、震度4の地震が観測されたとき。 2、その他特に住民生活課長が必要と認めたとき。	住民防災課長、住民防災係長、環境防災係 以上 4名
	特別警戒配備	防災担当課(住民防災課)及び関係各課の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況に応じて災害対策本部の設置に移行できる体制とする。	1、震度5(弱・強)が観測され、災害の発生が予想されるとき、あるいは災害が発生したとき。 2、その他特に副町長が必要と認めたとき。	上記4名の他 ・各課等の長 ・関係各係長 ・関係各課の職員 全職員の30%
災害対策本部設置後	非常配備体制(2号)	応急対策を円滑に実施するため、必要と認める体制。	1、震度6(弱)以上の地震が観測発表されたとき 2、その他必要により本部長が当該配備を指令したとき。	上記の他 ・各係長 ・各課等の職員 全職員の60%
	非常配備体制(3号)	激甚な災害が発生した場合において、組織及び機能のすべてを挙げて、応急対策にあたる体制とする。	1、町内各地に大規模な災害が発生し、応急対策が必要と認められるとき。 2、その他必要により本部長が当該配備を指令したとき。	全職員100%

※配備人員の詳細については、毎年4月にその人員等について定める。

第2 職員の配備体制

職員の配備体制については、第1の配備基準に基づき配備するものとするが、各課の事務分掌、災害対策本部の事務分掌等を考慮し、毎年4月にその人員及び第3に定める連絡先について、あらかじめ決めておくものと

する。

なお、各配備体制における指揮監督等は次のとおりとする。

- 1 警戒配備にかかわる指揮監督は住民防災課長が行う。
- 2 特別警戒配備にかかわる指揮監督及び災害警戒本部長は副町長が行う。
- 3 災害対策本部長及び災害警戒本部長は、災害対策本部及び災害警戒対策本部の配備体制を決定したときは、直ちに各部長に連絡するものとし、各部長は、配備基準に基づく配備体制をとるものとする。

第3 動員伝達方法

このことについては、「第2編 一般災害対策編 第2章 第2節第3」を参照するものとする。

第4 非常参集等

このことについては、「第2編 一般災害対策編 第2章 第2節第4」を参照するものとする。

第5 職員配備状況の報告と安否確認の実施

このことについては、「第2編 一般災害対策編 第2章 第2節第5」を参照するものとする。

第3節 地震災害情報の収集伝達

地震災害が発生したとき、各防災関係機関相互の通知、要請、指示、通達等の通信を迅速かつ円滑、さらに確実に町内防災関係機関及び住民に伝達する。

また、町内に災害が発生した場合、災害状況調査及び災害情報の収集は、その後の災害応急対策の体制整備、災害復旧計画策定の基本となるものであり、迅速、的確に行うものとする。

[住民防災課、仙台管区気象台、福島地方気象台、防災関係機関]

第1 地震情報等の受理伝達

気象庁、仙台管区気象台及び福島地方気象台が発表する地震に関する情報の受理伝達は次のとおりである。

1 情報の種類

(1) 地震情報（震源、地域震度、地震の規模、余震の状況に関する情報）

(2) 各地の震度に関する情報（震源、観測点震度に関する情報）

2 福島地方気象台の情報の発表基準

(1) 震度観測点のうち1箇所以上において震度3以上の地震を観測したとき（「地震情報」及び「震度速報」）及び震度1以上の地震を観測したとき（「各地の震度に関する情報」）。

(2) その他、地域住民に周知させることが適当と思われるとき。（群発地震等）

(3) 特に発表が必要と認めた場合。

3 地震情報等の受理伝達

町は、県及び福島地方気象台から地震情報を受理した場合は、直ちに住民等に伝達するとともに、避難の勧告、指示等を行うものとする。

4 緊急地震速報

町は、福島気象台と協力し、訓練に緊急地震速報を取り入れるなど、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めるとともに、住民に直接緊急地震速報を伝達する体制の整備に努めるものとする。

第2 被害状況等の収集、報告

このことについては、「第2編 一般災害対策編 第2章 第3節第2」を参照するものとする。

第4節 通信の確保

災害時において、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を確保する。

[住民防災課、福島北警察署、伊達地方消防組合、東日本電信電話（株）福島支店]

このことについては、「第2編 一般災害対策編 第2章 第4節」を参照するものとする。

第5節 相互応援協力

地震災害発生時においては、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、各地方公共団体及び関係機関は、相互の応援協力により適切な応急救助等を実施するものとする。

〔住民防災、防災関係機関〕

このことについては、「第2編 一般災害対策編 第2章第5節」を参照するものとする。

第6節 災害広報

地震災害時において、住民及びその関係者に正確かつわかりやすい情報を提供し、混乱を防止するとともに適切な行動を支援するために、町及び防災関係機関は、災害発生後、速やかに広報部門を設置し、連携して広報活動を展開する。

〔総務課、住民防災課、企画調整課、防災関係機関〕

このことについては、「第2編 一般災害対策編 第2章第6節」を参照するものとする。

第7節 消火活動

地震によってもたらされる二次災害のうち、最も被害をもたらすのが火災によるものである。地震火災による被害を少なくするため、町は、伊達地方消防組合、町消防団のすべての能力を活用して消防活動に取り組み、大規模火災時には協定に基づく応援要請を行う。

また、大規模な地震発生時には、消防力を上回る火災が発生することが予測され、自主防災会を中心とした住民による初期消火、出火防止等が重要となる。

〔住民課、伊達地方消防組合、消防団〕

第1 伊達地方消防組合による消防活動

伊達地方消防組合は、第一線の消防活動機関であり、地震火災に対し総力をあげて消防活動に当たるとともに、町消防団を指揮し有効な対策を行い、以下のとおり活動する。

1 災害情報収集活動優先の原則

同時多発火災などの災害状況の迅速な把握と的確な対応のため、消防車等の管内巡回による災害情報の収集を行う。

2 避難地および避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先にした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

3 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を感知した場合は重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

4 消火可能地域優先の原則

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優勢して行う。

5 市街地火災消防活動優先の原則

工場、危険物貯蔵取扱施設から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動に当たる。

6 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。

7 火災現場活動の原則

(1) 出動隊の指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大防止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

(2) 火災規模と比較して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢

的現場活動により火災を鎮圧する。

- (3) 火災現場と対比して消防力が劣性と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火構造物、空地等を利用して、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

第2 町消防団による活動

伊達地方消防組合との緊密な連携をとりながら、以下の活動を行う。

1 情報収集活動

町内の災害情報の収集活動を積極的に行う。

2 出火防止

地震発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地周辺の住民に対し、出火防止の広報を行い、出火した場合には住民と協力して初期消火を図る。

3 消火活動

消防隊が到着するまでや消防隊が十分でない場合は、率先して消火活動を行う。

4 救助活動

伊達地方消防組合による活動を補佐し又は自らが積極的に活動し、要救助者の救助救出と負傷者に対して簡易な応急処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

5 避難誘導

避難指示等がされた場合は、住民に対して伝達し関係機関と連携をとりながら、住民を安全に避難誘導する。

第3 隣接協定及び県内統一応援協定による応援

伊達地方消防組合は、単独での消防活動が困難であると判断したときは隣接相互応援協定を締結している消防機関に応援を要請し、それでも対応できないときは福島県広域消防相互応援協定による派遣要請を行う。

第4 他都道府県への応援要請

1 応援要請の手続き

町は地震発生時における他都道府県への応援要請の必要が見込まれる場合は、以下の手続きによって県知事への応援要請を行う。

(1) 応援要請の手続き

町は他都道府県の消防隊の応援を要請したいときは、原則として次の事項を明らかにして知事（災害対策本部総括班）に要請する。

- ア 火災の状況及び応援要請の理由
- イ 緊急消防援助隊の派遣要請期間
- ウ 応援要請を行う消防隊の種別と人員

エ 町への進入経路及び終結場所

(2) 緊急消防援助隊の受け入れ態勢

他都道府県緊急消防援助隊応援消防隊の円滑な受け入れを図るため、応援要請を行う消防機関は、担当者を明確にし連絡体制を整えておく。

ア 緊急消防援助隊の誘導方法

イ 緊急消防援助隊の人員、機材数、応援都道府県隊長等の確認

ウ 緊急消防援助隊に対する給食、仮眠施設等の手配

第8節 救助・救急

地震発生時には、倒壊家屋の下敷きになるなど救助・救急活動が必要となる被災者が出るのが予想される。生命、身体の安全を守ることは、最優先されるべき課題であり、人員、資材等を優先投入して、救助・救急活動を実施する。

町及び伊達地方消防組合は、災害応急対策の一次的責任者として、防災関係機関の協力を得ながら、救助・救急活動を行うが、早期救出が生死を分けることになることから、住民及び自主防災会が救助・救急活動を実施する防災関係機関に協力するとともに、自発的に救助・救急活動を行うことが求められる。

〔住民課、伊達地方消防組合、福島北警察署、消防団、その他防災関係機関〕

このことについては、「第2編 一般災害対策編 第2章第8節」を参照するものとする。

第9節 自衛隊災害派遣

地震災害発生時における自衛隊の派遣要請を行う場合の必要事項、手続き等を明らかにし、迅速かつ円滑な災害派遣活動が実施されることを目的とする。

[住民防災課、陸上自衛隊福島駐屯地第44普通科連隊]

このことについては、「第2編 一般災害対策編 第2章第9節」を参照するものとする。

第10節 避難

「避難行動」は、数分から数時間に起こるかもしれない自然災害から「命を守る行動」とする。

地震発生後の人的被害を軽減するため、町及び防災関係機関が連絡調整を密にし、適切な避難誘導が行われなければならない。

また、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等のいわゆる「災害時要援護者」が災害において犠牲になるケースが多くなっている。

こうした状況から、災害時要援護者への情報伝達、要配慮者の避難誘導について、特に配慮が求められる。

〔住民防災課、ほけん課、福祉課、教育委員会、社会福祉協議会、福島北警察署、伊達地方消防組合、陸上自衛隊福島駐屯地第44普通科連隊、防災関係機関〕

このことについては、「第2編 一般災害対策編 第2章第10節」を参照するものとする。

第11節 医療（助産）救護

地震による大規模な災害発生時には、町内全域あるいは局地的に、医療（助産）救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、震災時における救急の初動態勢を確立し、公立藤田総合病院、町内医療機関及び各防災関係機関との密接な連携の下に一刻も速い医療（助産）救護活動を施す必要がある。

〔住民防災課、ほけん課、福祉課、伊達地方消防組合、日本赤十字社福島県支部、

伊達医師会、公立藤田総合病院及び町内医療機関〕

このことについては、「第2編 一般災害対策編 第2章第10節」を参照するものとする。

第12節 道路の確保（道路障害物除去等）

地震発生直後の道路の被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を迅速に行うことは、救援活動を円滑に実施するために必要であり、また、これらを制約された条件下で効果的に行うためには、関係機関と協議の上、災害活動を支える緊急輸送路の開通作業を他の道路にさきがけて実施するものとする。

[建設課、福島河川国道事務所、保原土木事務所、東日本高速道路（株）福島管理事務所、陸上自衛隊福島駐屯地第44普通科連隊、福島北警察署、伊達地方消防組合]

第1 優先開通道路の選定

1 優先開通道路の選定基準

(1) 選定基準

「第1章 災害予防計画 第12節 緊急輸送路等の指定」の中に指定された緊急輸送路であること。

(2) 優先して開通すべき道路の順位は、緊急性の高い順に県指定の緊急輸送路（第1次確保路線（高速道路を除く）、第2次確保路線、第3次確保路線）及び町指定の緊急輸送路線（第1次確保路線、第2次確保路線）とする。

(3) 高速道路については東日本高速道路（株）福島管理事務所が主体的に確保を図るものとする。

第2 資機材の確保

1 町

町は、障害物除去、応急復旧のための資機材の確保を図るものとする。

なお、町建設業協会等の関係団体との連絡を密にして、使用可能な建設機械等の把握を行うとともに、民間所有の応急復旧用の資機材の確保について、福島河川国道事務所、保原土木事務所、東日本高速道路（株）、他市町村と調整を図るものとする。

2 福島河川国道事務所、保原土木事務所

福島河川国道事務所及び保原土木事務所は、災害時の応急復旧が可能なように資機材の確保を図る。

3 東日本高速道路（株）福島管理事務所

東日本高速道路（株）福島管理事務所は、災害時の応急復旧が可能なように資機材の確保を図る。

第3 道路開通作業の実施

町は、町内の道路被害状況を把握し、福島河川国道事務所、保原土木事

務所、東日本高速道路（株）福島管理事務所と協力し、道路開通作業を進めるものとする。

1 町

町は、町内の道路の被害状況（高速道路を除く）、道路上の障害物の状況を速やかに調査し、所管する国、県に報告する。

県の緊急確保路線については、国、県の関係機関の協力を得、第1次確保路線から順次開通作業を実施する。また、場所によっては第1次確保路線から開通することが困難な場合は、第2次確保路線以下の道路から開通作業を実施する。町の緊急確保路線についても同様に第1次確保路線から順次開通作業を行うものとする。

なお、被害状況により確保路線の開通が困難な場合は、確保路線以外の道路で緊急輸送路としての確保が必要な道路を開通する。

このうち、道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、福島北警察署、陸上自衛隊福島駐屯地第44普通科連隊、伊達地方消防組合及び占用工作物管理者等が協力し、交通確保に努める。

2 福島河川国道事務所、保原土木事務所

福島河川国道事務所及び保原土木事務所は、道路の状況を速やかに把握するため、道路パトロール等により、道路情報の収集に努める。被害があった場合は、確保路線の開通作業を実施する。

3 東日本高速道路（株）福島管理事務所

東日本高速道路（株）福島管理事務所は、町内高速道路の被害の状況を迅速に把握するため、速やかに道路パトロールカー等による巡視を実施し、遅滞なく高速道路の開通作業を実施する。

第13節 緊急輸送対策

災害応急対策実施に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の根幹となるものである。

このため、緊急時における輸送路等を確保するとともに、車両等が円滑に調達できるようにしておくことが重要であり、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に、特に配慮して輸送活動を行うことが求められる。

〔総務課、住民防災課、建設課〕

このことについては、「第2編 一般災害対策編 第2章第12節」を参照するものとする。

第14節 火災警備活動及び交通規制措置

大規模な地震の発生時においては、様々な社会的混乱や道路交通を中心とした交通混乱が予測される。これに対し、住民の安全確保、各種犯罪の予防、取り締まり及び交通秩序の維持等の活動が重要となる。

〔福島北警察署〕

このことについては、「第2編 一般災害対策編 第2章第13節」を参照するものとする。

第15節 防疫及び保健衛生

地震被災者の病原体への抵抗力及び衛生環境の低下を防止するとともに、避難所あるいは仮設住宅等での生活における保健指導の実施、さらに震災によるストレス、避難生活の長期化に対する精神保健指導を行うことにより、被災者の健康の維持を図る。

〔住民防災課、ほけん課、福祉課〕

このことについては、「第2編 一般災害対策編 第2章第14節」を参照するものとする。

第16節 廃棄物処理対策

地震災害により発生したごみ及びし尿等の処分を迅速、的確に実施し、生活環境の保全、公衆衛生の確保が図られるよう、作業体制の確保を確立する。
〔住民防災課、伊達地方衛生処理組合、県〕

第1 災害廃棄物処理

このことについては、「第2編 一般災害対策編 第2章第15節第1」を参照するものとする。

第2 し尿処理

このことについては、「第2編 一般災害対策編 第2章第15節第2」を参照するものとする。

第3 がれき処理

1 がれき発生量の推定

地震災害・火災により建物の倒壊、焼失及びそれに伴う建物解体、さらには地震動によるガラスの落下物、ブロック塀等の破損物等（「がれき」という。）、大量の廃棄物が発生することが想定される。

町においては、がれきの発生量を、県の地震・津波被害想定結果等から事前にその発生量を想定し、廃棄物計画を策定しておく必要がある。この場合において、定期的に調査を実施し、中間処理又は最終処分を行うまでの仮置場、リサイクルのための分別を行うための仮置場を確保しておくものとする。

なお、がれき量の推定には、木造1㎡当たり0.35t、非木造1.20tを目安とする。

2 処理体制の確保

がれきの処理については、原則として町又は発生原因となる各施設管理者が処理することになるが、がれきが一時的かつ大量に発生することになるため、国、県、町及び関係者が協力して、がれきの処理状況の把握、搬送ルートや仮置場及び最終処分場の確保を図る。

3 処理対策

がれき等については、原則として排出者自らが、町があらかじめ指定する場所に搬入するが、排出者自らによる搬入が困難と判断される場合及び道路等に散在し、緊急に処理を要する場合は、町が収集処理を行う。

(1) 仮置場の確保

大量にがれき等が発生した場合は、仮置場に搬入する必要があるた

め、町はあらかじめ調査を実施しておいた公有地等を中心に具体的な選定を行う。

(2) 分別収集体制の確保

発生したがれき等を効率よく処理、処分するためには、排出時の分別の徹底が必要であるので、その確保策の検討を行う。

(3) 適正処理・リサイクル体制の確保

災害時においても廃棄物の適正処理を確保する必要があるにもかかわらず、大量に発生するがれき等の最終処分はかなり困難となることが想定される。

このため、緊急時の相互扶助や産業廃棄物処理業者の支援のあり方など、産業廃棄物の適正処理・リサイクル体制の確保を検討しておく。

(4) 広域処分体制の確保

大量のがれき等を処分するためには、町外の最終処分場に処分を依頼することも想定されるため、県や近隣市町とともに広域処分対策を検討する。

(5) 粉じん等の公害防止策

がれき等の応急処分の過程においては、粉じんや有害物質、石綿含有廃棄物の発生などが考えられ、生活環境への影響や保健衛生面から問題となる公害（大気汚染）が発生する恐れがあるので、県の協力を得てその実態を把握するとともに、公害防止対策を行うよう関連機関を指導する。

特に石綿については、町は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、必要に応じ、事業者に対し、大気汚染防止法及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

町又は事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

第4 廃棄物処理施設の確保及び復旧

このことについては、「第2編 一般災害対策編 第2章第15節第3」を参照するものとする。

第5 応援体制の確保

このことについては、「第2編 一般災害対策編 第2章第15節第4」を参照するものとする。

第17節 救援対策

災害により生活に必要な物資が被害を受けたり、流通機構の混乱等により物資の入手が困難となった場合においても、住民の基本的な生活の確保、人心の安定を図ることを目的として、生活の維持に特に欠かせない食料、生活必需品、飲料水、燃料等を確保するとともに、迅速な救援を実施する。

この場合において、指定避難所に避難している被災者のみならず、指定避難所以外に避難あるいは在宅被災者への供給にも配慮する必要がある。

なお、これら救援対策の実施に当たっては、第一次的には住民に最も身近な行政主体として、町があたり、県は広域にわたり総合的な処理を必要とするものに当たる。

〔産業振興課、上下水道課、ふくしま未来農業協同組合、商工会〕

このことについては、「第2編 一般災害対策編 第2章第16節」を参照するものとする。

第18節 被災地の応急対策

被災地内の住民の生活を復旧させるため、道路や宅地内等の障害物を除去するとともに、町民の生活上の不安を解消するための各種相談事業や、社会経済の安定のため金融機関による応急金融措置を実施する。

〔ほけん課、福祉課、建設課、町指定金融機関等、国見郵便局〕

このことについては、「第2編 一般災害対策編 第2章第17節」を参照するものとする。

第19節 死者の搜索、遺体対策等

町は、災害により死亡していると推定される者については、搜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については、火葬、埋葬に付し、人心の安定を図る。

〔住民防災課、ほけん課、福祉課、福島北警察署、伊達地方消防組合、消防団、伊達医師会〕

このことについては、「第2編 一般災害対策編 第2章第18節」を参照するものとする。

第20節 生活関連施設の応急対策

上水道、下水道、電気、ガス、交通、通信、放送等の生活に密着した施設が被災した場合、生活の維持に重大な支障をきたすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急復旧を図るための対策を確立するものとする。

〔上下水道課、東北電力ネットワーク（株）福島電力センター、東日本旅客鉄道（株）福島支店、日本電信電話（株）福島支店、町内LPガス販売事業者、（社）エルピーガス協会〕

第1 上水道施設応急対策

このことについては、「第2編 一般災害対策編 第2章第19節第1」を参照するものとする。

第2 下水道施設応急対策

このことについては、「第2編 一般災害対策編 第2章第19節第2」を参照するものとする。

第3 電力施設応急対策（東北電力ネットワーク（株）福島電力センター）

このことについては、「第2編 一般災害対策編 第2章第19節第3」を参照するものとする。

第4 ガス施設応急対策（町内LPガス販売事業者、（一社）福島県エルピーガス協会）

1 出動体制

町内LPガス販売事業者は、震度4以上の地震が発生した場合は、いつでも出動可能な体制をとるものとし、必要に応じ巡回、点検などを行うとともに、災害が発生した場合は直ちに出勤して二次災害の防止等の措置を講じるものとする。

2 一般社団法人福島県エルピーガス協会による災害対策本部の設置と人員の確保

（1）地震等による災害が発生した場合等

地震により災害が発生し、会員のみで自力措置を行うことが困難な場合には、二次災害防止のための初動措置等の緊急措置が迅速かつ的確にできるよう、現地又は協会内に、災害対策本部を設置するものとする。

（2）復旧要員を必要とする事態が予想され、又は発生した場合は「福島県LPガス災害対策要綱」に基づき要員の応援を要請するものとする。

3 災害時における広報

このことについては、「第2編 一般災害対策編 第2章第19節第4-3」を参照するものとする。

4 被害状況の把握（情報収集）

このことについては、「第2編 一般災害対策編 第2章第19節第4-4」を参照するものとする。

5 復旧計画等

このことについては、「第2編 一般災害対策編 第2章第19節第4-5」を参照するものとする。

第5 鉄道施設応急対策（東日本旅客鉄道（株）福島支店）

このことについては、「第2編 一般災害対策編 第2章第19節第5」を参照するものとする。

第6 電気通信施設等応急対策（東日本電信電話（株）福島支店）

このことについては、「第2編 一般災害対策編 第2章第19節第6」を参照するものとする。

第21節 道路、河川管理施設等及び公共建築物の応急対策

地震による災害時においては、道路、橋りょう施設を余震等から防護するとともに、緊急輸送道路を最優先に応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、避難及び救助、救援のための交通路を確保する。

また、地震により河川管理施設等の被害を受けた場合は、浸水被害等が拡大する可能性があるため、対策を講じる必要がある。

さらに、公共建築物等については、その機能を確保するため、自主的な災害活動を行い被害の軽減を図る。

[建設課、産業振興課、教育委員会、福島河川国道事務所、保原土木事務所、福島北警察署、伊達地方消防組合、陸上自衛隊福島駐屯地第44普通科連隊、東日本高速道路（株）福島管理事務所、水防団（消防団）]

第1 道路の応急対策

1 町管理道路の応急対策

(1) 基本方針

地震により道路、橋りょうなどの交通施設に被害が発生し、若しくは発生するおそれがあり、交通安全と施設保安上必要と認めるとき、又は地震における交通確保のため必要があると認められるときは、通行禁止及び制限並びにこれに関連した応急対策についての計画を定め、福島北警察署及び関係機関の連携を図りながら、直ちに活動に入る。

(2) 応急対策

ア 町は、管理する道路について早急に被害状況を把握し、速やかに県（道路班）に報告し、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。

イ 上水道、下水道、電気、電話等道路占用施設に被害が発生した場合は、当該施設管理者に通報する。緊急時には現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等、住民の安全確保のための措置をとり、事後、速やかに県に報告する。

(3) 復旧計画

町は、早急に被害箇所の仮復旧を行い交通の確保を図るとともに、速やかに県（道路班）に被害状況を報告する。

2 国及び県管理道路の応急対策計画

(1) 基本方針

町は、町内の国及び県管理道路に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、早急に被害状況を把握し、国及び県に連絡し、緊急輸送の確保と安全かつ円滑な交通の確保に努める。

(2) 応急対策

ア 道路の被害状況等を速やかに把握し、国及び県の関係機関に連絡

する。

イ 道路上の車両、道路上への倒壊物又は落下物等、道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。この場合、主要避難路及び緊急輸送路から優先的に実施する。

ウ 上水道、下水道、電気、電話等道路占用施設に被害が発生した場合は、当該施設管理者に通報する。緊急の場合には、現場付近の通行の禁止又は制限、あるいは現場付近の立入禁止、避難の誘導、広報等、住民の安全確保のため必要な措置を講じ、防災関係機関、施設の管理者等に通報する。

3 東北自動車道応急対策計画

(1) 基本方針

地震災害が発生した場合は、東日本高速道路（株）の定める防災業務要領に定めるところにより、非常災害対策本部長による非常体制を指令し、職員等の非常出動体制による災害応急活動に入る。

(2) 応急対策

ア 防災関係機関等への連絡

地震による高速道路の被害状況、措置状況等の情報を各防災関係機関に速やかに連絡する。

イ 点検措置

地震の発生直後、道路等の点検を直ちに行い、緊急復旧計画を策定し、応急措置をとるものとする。

ウ 通行規制

地震災害の発生と同時に、警察と協力して必要な交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板、会社所有の道路パトロールカー等により、通行者に対する避難誘導措置を講じる。

エ 初期消火及び火災防止活動

高速道路上において、衝突、追突等により車両火災が発生した場合は、消火器、消火栓等の利用により迅速に初期消火活動を行い、火勢の拡大防止に努めると併せ、速やかに消防機関等に出動を要請するものとし、消防機関等の行う消防活動に協力する。

オ 救出及び応急対策

地震により高速道路上で死傷者が発生したときは、速やかに消防機関等に出動を要請するものとし、消防機関等の行う緊急活動に協力する。

カ 危険物、高圧ガス運搬車両の緊急措置

地震により高速道路において危険物、高圧ガス等が、運搬車両から流出した場合には、交通規制などの措置を行うとともに、消防機関等に出動の要請をし、同機関の行う除去作業に協力する。

4 農道、林道応急対策計画

(1) 基本方針

町は、地震により被災した農道、林道の障害物を除去するとともに緊急度に応じて復旧する。特に農道のうち生活道路については優先して行い、緊急輸送及び安全かつ円滑な交通を確保する。

(2) 応急対策

ア 町は、農道、林道の被害状況を調査し、その結果を県に速やかに報告する。

イ 町は、農道、林道の障害物の撤去及び応急復旧を行い、交通の確保に努める。特に農道のうち生活道路については、優先して措置する。

(3) 通行規制

町は、通行が危険な農道について、福島北警察署と連携して必要な交通規制を行い、通行者に対する避難誘導措置を講ずる。

また、通行が危険な林道については、関係機関に通報するとともに、通行禁止等の措置を講じる。

5 交通安全施設応急対策計画

(1) 基本方針

福島北警察署は、地震により信号機などの交通安全施設の損壊、故障が生じた場合、迅速に対処し、被災地域内における交通の安全と緊急通行用車両の円滑な通行を確保するため、体制の整備及び交通安全施設の整備を推進する。

(2) 応急対策

ア ヘリコプターによる被害状況の把握

テレビカメラ搭載のヘリコプターにより、被災地域内の交通安全施設等の被害状況を早急に把握する。

イ 信号機等の応急復旧

信号機が倒壊、傾斜又は断線等によりその修復を要する場合には、国道4号など県の指定する緊急輸送道路を優先して順次、復旧するものとする。

ウ 交差点における交通整理

被災地域内及び関連道路の主要交差点に、交通整理員を配置して交通の安全と円滑化を図り、被災地域内の住民の不安の解消に努める。

エ 交通情報の提供

道路利用者に対し、交通管制センターの交通情報提供装置、テレガイド等による情報の提供を行い、被災地域内への一般車両の流入を抑制する。

オ 報道機関に対する交通（道路）情報の提供

報道機関へ交通（道路）情報を提供し、ラジオ、テレビを通じて

被災地域内への一般車両の流入抑制を図る。

第2 河川管理施設等の応急対策

1 河川管理施設の応急対策

(1) 基本方針

町は、県及び消防関係機関と連携し、河川管理施設の地震による被害を軽減するため町水防団（町消防団）の協力を求め水防活動を行う。また、堤防等が破壊、損壊などの被害を受けた場合においては、施設の応急復旧に努める。

(2) 応急対策

町は、町水防団（町消防団）による水防活動が十分に行われるよう保原土木事務所と十分な情報の交換を図り、水防上必要な器具、資材等の応援要請、技術的支援などを要請する。

また、保原土木事務所は、町が行う応急復旧について、技術的な支援を行う。

(3) 復旧計画

ア 地震による被災箇所について、速やかに復旧計画を立てるとともに、これに基づく従前の効用を回復させる。

イ 被災した状況を把握し、被害状況を各関係機関に報告する。この被害状況に基づいて災害復旧事業及び改良復旧事業を計画し、国の災害査定を受けた後、災害復旧事業においては従前の効用を回復し、改良復旧事業においては再度災害の防止と治水安全の向上を図る。

2 国及び県管理河川の応急対策

(1) 基本方針

福島河川国道事務所及び保原土木事務所は、地震による被害を軽減するため、町及び消防機関等の水防活動が円滑に十分行われるよう配慮し、下記の活動を確保するとともに、堤防、護岸等の河川管理施設が崩壊などの被害を受けた場合にも応急復旧に努める。

ア 水防上必要な監視、警戒、通信、連絡及び輸送の体制

イ 水門、樋門等に対する遅滞のない操作

ウ 水防に必要な器具、資材及び設備の整備

(2) 県及び町の水防活動が十分に行われるよう情報の連絡、又は交換を図り、水防上必要な器具、資材等の整備及び技術的な援助を与えるなど調整にあたる。また並行して河川管理施設、特に重要水防区域を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

(3) 復旧計画

ア 地震による被災箇所について、速やかに復旧計画を立てるとともに、計画に基づき従前の効用を回復させる。

イ 被災した状況を把握し、被害状況を各関係機関に報告する。この

被害状況に基づいて災害復旧事業及び改良復旧事業を計画し、災害復旧事業においては、従前の効用を回復し、改良復旧事業においては再度災害の防止と治水安全の向上を図る。

3 砂防施設等応急対策

(1) 基本方針

町は、県と連携し、地震により砂防施設等に被害が発生、又は発生するおそれがある場合には、点検を速やかに実施する。また必要に応じ、関係機関等と協力し、土砂災害危険箇所の災害発生状況を調査する。

(2) 応急対策

点検により被災状況を把握し、砂防施設の被災又は斜面崩壊等により二次災害の発生のおそれがある場合には、速やかに応急対策に努めるものとする。

4 ため池施設応急対策

ため池管理者は、震度4弱以上の地震が発生した場合にはため池の緊急点検を行い、その結果を速やかに町長に報告するものとする。また、ため池に被害が発生した場合は、直ちに応急措置を行い、ため池の安全を確保し二次災害を防止する。

ため池管理者は、地震によりため池被害が生じた場合は、町長の指示のもと直ちに緊急放流や応急工事等を行い、ため池の安全回復に努める。

第3 公共建築物等の応急対策

1 基本方針

各施設の管理者は、人命の安全確保を第一とし、重要な社会公共施設の機能を確保するため、管理者において自主的な災害活動を行い、被害の軽減を図るものとする。

社会公共施設は、地震災害後における医療、給食、ボランティア活動等における災害応急対策の拠点としての業務が遂行できるよう、それぞれの施設において自主的な災害活動が実施できることを目標とする。

2 応急対策

各施設の管理者は、重要な社会公共施設の機能及び人命の安全確保を図るため、自主的に応急対策を行い、被害の軽減を図るものとする。各施設の管理者は、地震時の出火及びパニック防止に重点をおき、それぞれの施設において自主的な災害活動が実施できるようにするとともに、地震災害後における災害復旧を行う。

- (1) 避難対策については、特に綿密な計画を樹立して万全を期する。
- (2) 地震時における混乱の予防措置を講じる。
- (3) 緊急時には関係機関へ通報して応急の措置を講じる。
- (4) 避難所になった場合には、防火について十分な措置をとる。

(5) 施設利用者の人命救助を第一とする。

3 応急修理

(1) 被害状況の把握

施設の管理者は、被害状況を速やかに調査して町長に報告するものとする。

(2) 応急修理

軽易な被害については、施設の管理者において応急修理を実施することとし、被害が著しい場合は、町及び町教育員会と協議のうえ修理するものとする。

第22節 文教対策

町教育委員会及び学校長等は、地震災害時において、園児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の安全を確保するとともに、学校教育活動の円滑な実施を確保するため、その所管する業務について、震災時における応急対策計画を定めるものとする。

〔教育委員会、企画調整課〕

このことについては、「第2編 一般災害対策編 第2章第20節」を参照するものとする。

第23節 要配慮者対策

災害発生時において、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「要配慮者」は、災害情報の受理及び認識、避難行動、避難所における生活等のそれぞれの場面で困難に直面することが予想される。

このため、「第10節 避難」のとおり、要配慮者への情報伝達、避難誘導等において、配慮する必要があるとともに、災害発生後、速やかな要配慮者の把握、避難所における保健福祉サービスの提供等が求められる。

〔ほけん課、福祉課、社会福祉協議会〕

このことについては、「第2編 一般災害対策編 第2章第21節」を参照するものとする。

第24節 ボランティアとの連携

大規模な地震により町内に大きな災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、町及び防災関係機関だけでは、十分に対応することができないことが予想される。

このため、防災関係機関等は、ボランティアの協力を得ながら、効率的な災害応急活動を行えるようボランティアの有効な活用を図るものとする。

なお、発災後の時間の経過とともに、ボランティアを必要とされる活動領域が変化していくことに留意する必要がある。

〔ほけん課、福祉課、社会福祉協議会〕

このことについては、「第2編 一般災害対策編 第2章第22節」を参照するものとする。

第25節 危険物施設等災害応急対策

危険物等貯蔵施設に係る危険物災害が発生した場合、付近住民の生命・財産を脅かすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急対策を図るための対策を確立するものとする。

[住民防災課、福島北警察署、伊達地方消防組合、消防団、町内危険物取扱事業者]

このことについては、「第2編 一般災害対策編 第2章第23節」を参照するものとする。

第26節 災害救助法の適用等

災害救助法による救助は、大規模な災害が発生した場合に国の責任において行われ、都道府県知事は、法定受託事務としてその救助の実施に当たるものである。

災害救助法の適用に当たっては、同法、同法施行令、福島県災害救助法施行細則等の定めるところにより、速やかに所定の手続きを行うものとする。

なお、都道府県知事に対しては、災害で混乱した時期に迅速に救助業務が遂行できるよう、災害救助法又は災害対策基本法に基づき、従事命令、協力命令、保管命令等の権限が与えられている。

〔住民防災課〕

このことについては、「第2編 一般災害対策編 第2章第24節」を参照するものとする。

第27節 被災者生活再建支援法に基づく支援等

一定規模の自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し「被災者生活再建支援法」（以下「支援法」という。）に基づき支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するものとする。

また、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書を速やかに交付するものとする。

〔住民防災課、税務課〕

このことについては、「第2編 一般災害対策編 第2章第25節」を参照するものとする。